

所管事項調査

【目次】

(ページ)

- 1 長崎市常設型住民投票制度検討審議会の検討結果等について・1~2
〈別冊資料〉「常設型住民投票制度検討結果報告書」
- 2 令和2年4月1日付け組織改正について・・・・・・・・・・・・ 3~4
- 3 長崎市行政経営プランの策定について・・・・・・・・・・・・ 5~7
- 4 訴訟の現況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

総 務 部

令和2年2月



1 長崎市常設型住民投票制度検討審議会の検討結果等について

(1) 常設型住民投票制度の検討に係る経過

区分	期日	主な内容
第1回 審議会	令和元年 8月30日	<p>○住民投票制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に規定された住民投票制度や長崎市における5回の住民投票条例制定の直接請求等について確認された。 <p>○審議会における検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を設ける目的や他都市調査の結果を踏まえ、審議会において検討する項目についての決定が行われた。
第2回 審議会	令和元年 9月10日	<p>○住民投票制度に係る審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回審議会において決定した7つの項目について検討が行われ、各々の項目の方向性が審議された。 ・ 審議会委員より、制度の検討に当たり議会の意見も聞きたいといった意見が出された。
9月 市議会 定例会	令和元年 9月13日	<p>○総務委員会所管事項調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の検討状況について報告を行った。 ・ 審議会委員より議会の意見を聞きたいとの意見があった旨を報告した。
—	令和元年 10月29日	<p>○議会からの意見提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回審議会において、審議会委員より議会の意見を聞きたいとの意見があったことを踏まえ、議会より「常設型住民投票制度に係る議会内で出された意見について」が提出された。
第3回 審議会	令和元年 11月19日	<p>○住民投票制度に係る審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民投票制度はどのようなものであるべきか考えるため、ワークショップ形式により、過去の長崎市における条例の直接請求の事例検討が行われ、住民投票制度の検討で重視すべきことが確認されるとともに、審議会委員全員で共有された。 <p>○議会から提出された意見の報告が行われた。</p>

第4回 審議会	令和元年 11月25日	○住民投票制度の具体的検討 ・ 第2回審議会において意見が分かれる などした次の項目について検討が行われ た。 ① 投票資格者の「国籍要件」 ② 発議に関する事項の「署名数」 ③ 投票の形式の「同日実施の可否」と「投 票期日」 ④ 成立要件
11月 市議会 定例会	令和元年 12月5日	○総務委員会所管事項調査 ・ 第4回審議会までの検討状況について 報告を行った。
第5回 審議会	令和元年 12月19日	○常設型住民投票制度検討報告書(案)につ いて ・ 報告書について検討が行われた。
—	令和元年 12月26日	○常設型住民投票制度検討結果報告書の提 出 ・ 審議会会長から市長あて「常設型住民投 票制度検討結果報告書」の提出がなされ た。

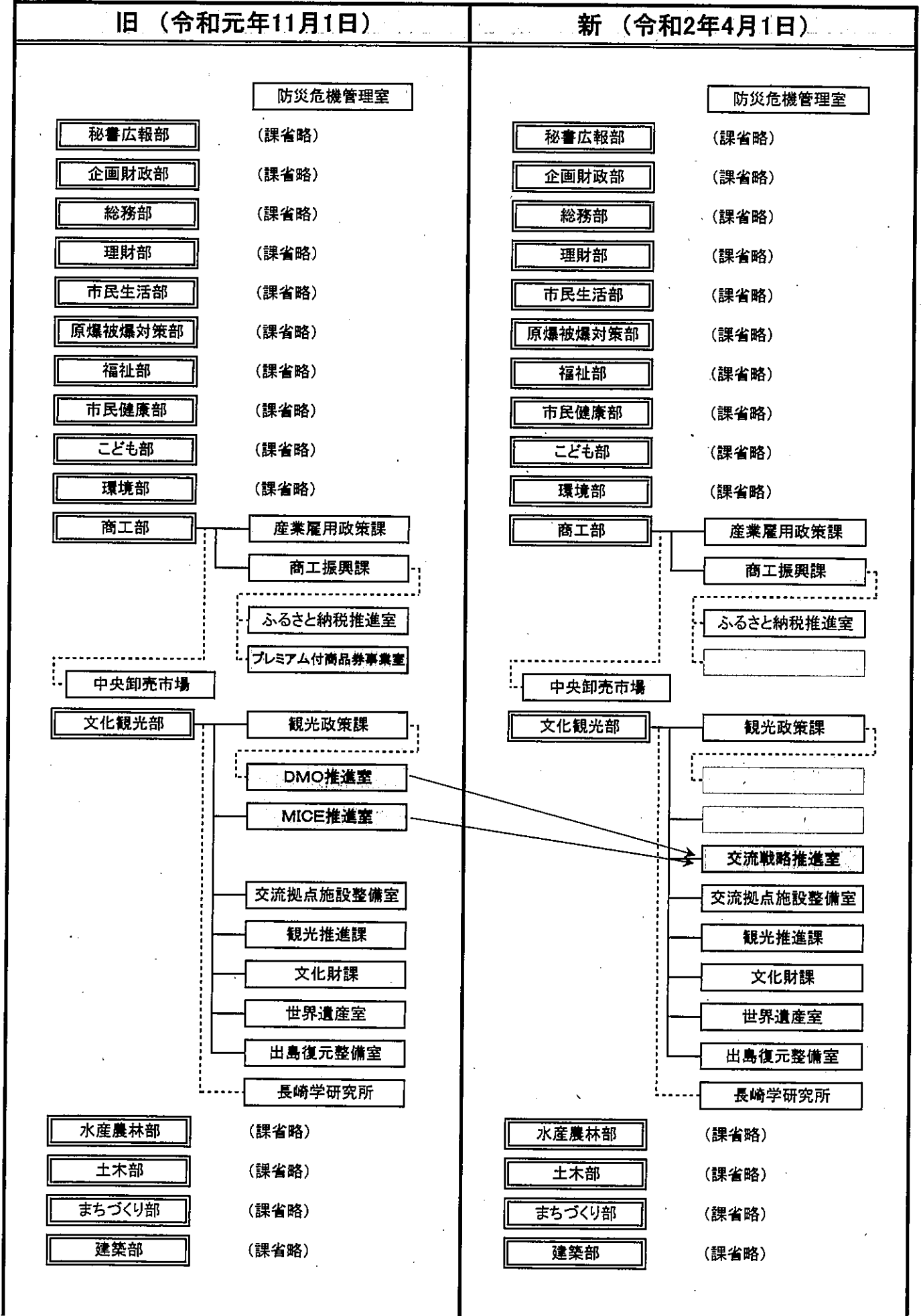
(2) 審議会の検討結果

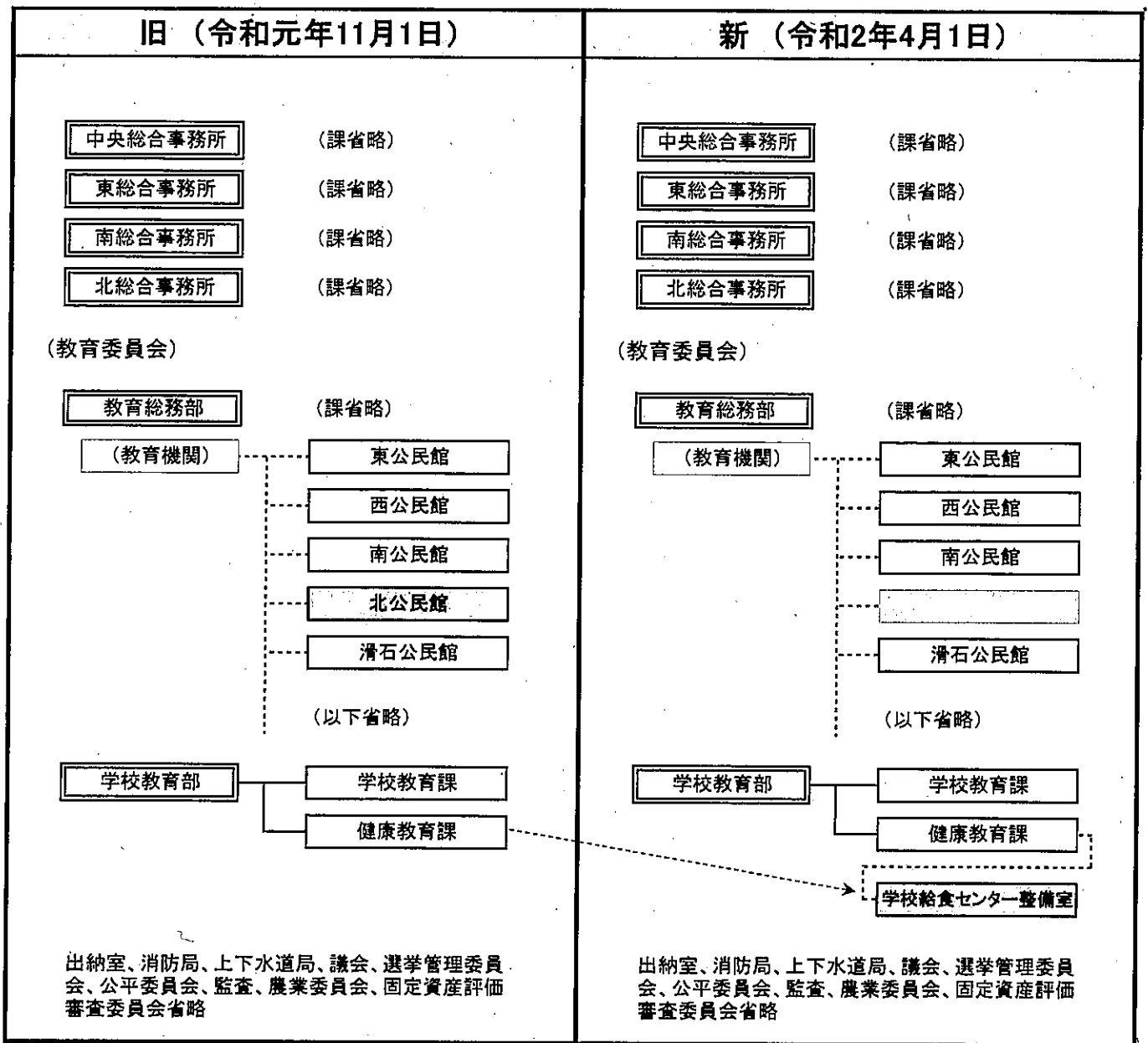
別冊「常設型住民投票制度検討結果報告書」参照

(3) 常設型住民投票制度導入に向けた今後の予定スケジュール

この審議会での検討結果を受けて、現在本市において制度構築に向けた検討を進めているところであり、令和2年度に(仮称)長崎市常設型住民投票条例を提案したいと考えている。

2 令和2年4月1日付 組織改正について





※ 表中の矢印は、業務の移管のうち主なものを記載している。

- ・実線の矢印 → 事務の全部を移管するもの。
- ・点線の矢印 - - - - - → 事務の一部を移管するもの。

※ 今回設置する「学校給食センター整備室」は 課内室 として設置するものであり、当該室の統括所属の下に記載している。(統括所属から点線で接続)

3 長崎市行政経営プランの策定について

(1) 策定にあたって

前回までの行財政改革においては、厳しい社会経済情勢のなか財政の健全化を早期に図るために職員数の削減や事業の廃止・縮小を進めてきた。

また、長崎市における急速な人口減少や少子化・高齢化の進展に対応すべく、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの仕組みづくりに取り組むとともに、それに対応する組織体制として行政サテライト再編成を行うなど、これまでの時代の情勢に応じた「行財政改革」を行ってきた。

これからは、必要な市民サービスの維持、あるいは向上を図るため、人員や財源などを効率的・効果的に活用する「行政経営」に重点を置いて取り組むこととし、「行政経営プラン」を策定したものの。

(2) 実施期間

令和元年度～令和5年度（5か年）

(3) 基本的な考え方

ア 職員数を削減することのみが目的ではない。

イ 効率化で削減できる人員や財源を、次の取組みに活用していく。

(ア) 新たな市民サービスの提供

(イ) 既存の市民サービスの水準の向上

(ウ) 職場環境の改善（ワークライフバランス等）

(4) プランの骨格

項目	記載内容
I 長崎市のまちづくりの理念・方針	・まちづくりの基本姿勢「つながりと創造で新しい長崎へ」 ・市民、企業、行政等がつながりネットワーク化し、長崎市が持つ様々な価値を高めながら世界に通用する新たな価値や仕組みを創造していく
II 長崎市行政経営プランの位置づけ	・「総合計画」や各部局の各種計画や事業などの土台 ・内外の情勢に弾力的かつ柔軟に対応しながら、効率的で効果的な行政体制の構築と健全な財政基盤の確立を図り、各種計画や事業の下支えをするもの

項目	記載内容
Ⅲ これまでの 行財政改革の 取組み	①「行政改革大綱」から「行政財改革プラン」(前計画)までの 取組みの概要 ②行財政改革プランの成果
Ⅳ 長崎市の現状と 今後の見込み	①人口減少と少子化・高齢化の進展 ②財政状況 ③組織の課題
Ⅴ 新しい行政経営 の取組み	①「行政経営」について プランの方向性、職員数の見通し、新庁舎への移転に向けた 取組み ②取組みの考え方 ③実施期間

(5) 主な実施項目

人員や財源を活用するため、「民間への委託や移譲」、「ICTの更なる活用」、「業務の改善」、「事業のスクラップ」、「広域連携」などの効率化を進める。

ア 全庁的な取組み（各部署の取組みのうち、全庁に係るものも含む）

- (ア) ICT技術（RPA、AI等）の導入
（会議録等作成、福祉サービスの各種申請受付、保育所入所判定等）
- (イ) 庶務業務（文書発送、旅費計算、支出事務等）の集約、民間委託
- (ウ) 窓口受付マニュアルの電子化、検索システム構築
- (エ) 総合窓口支援システムの導入
- (オ) 文書管理システム（電子決裁）導入
- (カ) 財務会計システムの電子決裁化
- (キ) 行政サテライトの検証
- (ク) 外郭団体等の見直し
- (ケ) 維持管理業務の包括民間委託
- (コ) 窓口業務の民間委託（新規・拡大）
（証明交付等窓口業務委託、収納窓口業務委託等）
- (サ) 未利用地の売却
- (シ) 施設の民間移譲
- (ス) オープンデータの公開

イ 各部局の主な取組み

- (ア) 公の施設への指定管理者制度導入
- (イ) 給与事務等業務の民間委託の拡大
- (ウ) 市税等収納窓口の民間委託
- (エ) データ入力業務の民間委託

(6) 成果指標について

効率化で生み出すことができる人員や財源を、市民サービスの向上や職場環境の改善等の取組みに活用することを目的とした行政運営の方針を定めるプランであることから、定性的な成果に着目することとし、これまでの行財政改革のような具体的な経済指標等定量的な数値目標は設定しないこととした。